令和5年6月26日生活支援部医療保険課

後期高齢者医療制度の概要について

1 後期高齢者医療制度のしくみ

75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で、一定の障害状態にある方を対象 とした医療制度。(平成 20 年度に創設)

〈運営主体等〉

- 都道府県の区域ごとに全区市町村が加入する「広域連合」を設立して、 保険料決定、賦課決定、医療給付等の事務を行う。
- ・ 資格の取得・喪失及び保険料の徴収等の事務は、区市町村が行う。

〈費用負担等〉

- 財源構成…保険料(約1割)、支援金(約4割)、公費(約5割)公費の内訳は、国:都道府県:区市町村=4:1:1
- ・ 保険料は、原則として広域連合の区域内で均一。
- ・ 支援金は、国保・被用者保険の加入数等に応じて負担。

後期高齢者医療制度のしくみ 〇現役世代と高齢者の分担ルールを明確化(現役世代が給付費の4割、高齢者が1割) ○保険料を納める所とそれを使う所を都道府県ごとの広域連合に一元化し、 財政・運営責任を明確化 ○都道府県ごとの医療水準に応じた保険料を、高齢者全員で公平に負担 【後期高齢者医療広域連合】 医療給付等の支給 公 費《約5割》 9割(又は7割、8割) (国:都道府県:区市町村=4:1:1) 高齢者の保険料 《約1割》 後期高齢者支援金《約4割》 (現役世代の保険料) 〈一括納付〉 〈交付〉 口座振替・ 医療保険者 社会保険 銀行振込等 医療機関 (健保組合、国保等) 診療報酬支払基金 年金から 特別徴収 患者負担1割 (又は2割、3割) 保険料 被保険者(75歳以上の方) 各医療保険(健保・国保等)の 被保険者(O~74歳の方) 後期高齢者の心身の特性に 応じた医療サービスの提供

2 東京都後期高齢者医療広域連合(保険者)と区の事務事業

- (1) 平成19年3月1日設立(62区市町村で構成)
- (2) 平成20年4月1日制度施行(事務事業開始)
- (3) 広域連合と区における事務事業の役割分担

	事務の種類	区	広域連合
資格関係	取得・変更・喪失の届出受理	届出受付	資格認定
	被保険者証の交付	住基情報の提供 再交付申請受付 被保険者証の発行・交付	被保険者情報の管理・ 更新・還元
	資格証明書の発行	滞納状況の情報提供	弁明書の発送・回収・ 交付対象の決定
給付関係	現物給付 (療養の給付・入院時食事療養 費・入院時生活療養費・保険外併用療養 費・訪問看護療養費等)の審査・支払		レセプト審査・保管・ 点検・診療報酬支払
	現金給付 (療養費等・移送費・高額療養費・ 高額介護合算療養費等) の審査・支払	申請受付 口座振込み不能処理 未申請者への再勧奨	審査・支払
	葬祭費 (広域連合からの委託事業)	申請受付・支払	
	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	申請受付・交付	認定証情報の管理・更新
	特定疾病療養受療証の交付	申請受付・交付	受療証情報の管理・更新
	一部負担金の減免・徴収猶予	申請受付	決定・却下
保険料関係	保険料率等の決定・保険料の算定及び賦課	所得情報の提供	決定・算定及び賦課
	保険料の減免・徴収猶予	申請受付	決定・却下
	保険料の徴収	年金からの特別徴収 保険料の収納 納入通知書の送付 督促状の送付 滞納処分 収納対策・分割納付相談	
他	保健事業 (広域連合からの委託事業)	健康診査、後期高齢者歯 科健診(お口の元気度チェック)の実施 (健康推進課に執行委任) 高齢者の保健事業と介 護予防の一体的実施事 業	

3 江東区の被保険者数

令和5年3月末現在:58,410人(前年同月末数:55,415人)

4 令和4.5年度 保険料率等

- · 所得割額 年間所得金額×9.49%
- ・均等割額 被保険者一人につき 46,400 円 ※限度額66万円

5 令和5年度 後期高齢者医療特別会計 当初予算(総括表)

【歳入】 (単位:千円、%)

	` ' '		
款		予算額	構 成 比
1後期高齢者医療保険料	*1	5, 435, 083	44.6
2 使用料及び手数料		1	0.0
3 広域連合支出金		3, 606	0.0
4 繰入金	*2	6, 309, 302	51.7
5 繰越金		50,000	0.4
6諸収入		397, 008	3. 3
歳 入 合 計		12, 195, 000	100.0

(注) *1 後期高齢者医療保険料: 被保険者から徴収する保険料

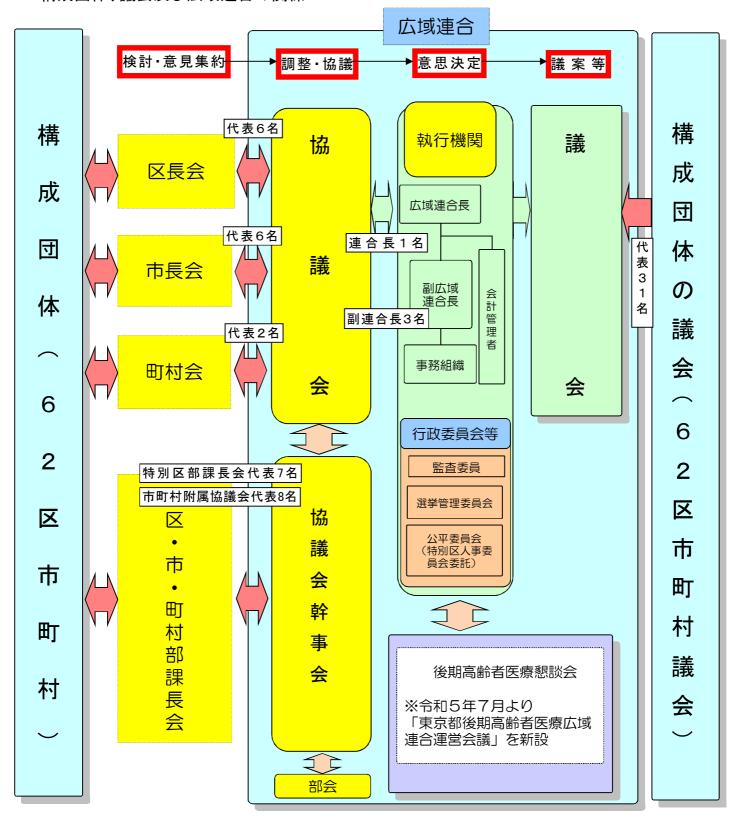
*2 繰入金: 療養給付費等の本区負担相当の一般会計からの繰入金

【歳出】 (単位:千円、%)

款	予 算 額	構成比
1総務費	175, 160	1.4
2 保険給付費 *1	266, 000	2. 2
3 広域連合納付金 *2	11, 324, 382	92. 9
4 保健事業費	365, 238	3.0
5 諸支出金	14, 220	0. 1
6 予備費	50, 000	0.4
歳 出 合 計	12, 195, 000	100.0

(注) *1 保険給付費: 葬祭費の給付に要する経費

*2 広域連合納付金:療養給付費等の本区負担相当分及び被保険者から 徴収した保険料の広域連合への納付金 1 62構成団体、議会及び広域連合の関係



2 協議会の流れ

- ① 協議会で調整・協議する事項は、区長会、市長会、町村会において検討し、意見集約を行う。
- ② 区長会、市長会、町村会における意見集約を踏まえ、協議会において意見調整・協議を行う。
- ③ 広域連合長は、協議会の調整・協議の状況を踏まえ、意思決定を行う。